障害者差別解消法及び県条例関係事業について

　障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する差別を解消し県民の理解を深めるため、平成30年度は、以下の事業を実施する。

１　障害者理解普及啓発事業　　　　　　　　　　　　　　　　H30当初予算　10,340千円

（１）地域相談員及び広域専門相談員の設置（5,700千円）

　条例で定められている地域相談員と広域専門相談員を設置するとともに、資質向上のための研修を実施する。

（２）ヘルプマークの導入・普及啓発（1,600千円）

　援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人等が周囲の人に要支援者であることを知らせるヘルプマークを本県でも導入するもの。

また、導入にあたっては、配慮する側となる県民や事業者等にマークの趣旨や意味について理解してもらう必要があるため、ポスターやチラシ等を作成・配布するほか、市町村や公共交通機関などに対して説明を行うなど、周知啓発を図る。

（３）障害のある人の相談に関する調整委員会の開催（1,100千円）

　障害を理由とする差別を解消するための施策に関する重要事項に関する調査審議や紛争解決を行う。

（４）ウェブサイトの管理（スマイリータウンとやま）（740千円）

平成27年に開設した障害者理解促進のための県ホームページを管理運営する。

（５）とやまふれあい共生フォーラムの開催（1,200千円）

共生社会の実現等について、参加者とともに考えるフォーラムを開催し、障害者に対する理解の一層の促進を図る。

２　小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員の配置（教育委員会）

H30当初予算　14,748千円

　合理的配慮の提供に関する指導助言、合理的配慮の要望に関する教育相談、子どもに関わる関係者（医療・福祉等）の連絡調整等を行う小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員を配置する。

３　その他

県条例では「施行後３年を目途とした見直し」を規定しており、施行後３年となる平成31年４月に向け、今後、施行状況や社会経済情勢等の推移等を勘案し必要な対応について協議する。